

平成 30 年

郡山市教育委員会

12月定例会議事録

平成 30 年 郡山市教育委員会 12 月定例会議事録

日 時	平成 30 年 12 月 20 日 (木) 午後 1 時 30 分	
場 所	郡山市教育委員会室 (郡山市役所本庁舎 5 階)	
出席委員	教 育 長 小 野 義 明	教 育 長 阿 部 亜 巳 職務代理者
	委 員 今 泉 玲 子	委 員 阿 部 晃 造
	委 員 藤 田 浩 志	委 員 田 中 里 香
出席者	教育総務部長 学校教育部長 教育総務部次長兼総務課長 学校教育部次長 ((併) こども部次長) こども部次長 ((併) 学校教育部次長) 生涯学習課長 中央公民館長 中央図書館長 教育総務部参事兼美術館長 学校管理課長 学校教育推進課長 教育研修センター所長 総合教育支援センター所長 教育総務部総務課長補佐 学校管理課長補佐 総務課主任主査兼総務管理係長 学校教育推進課主任主査兼学務・通学路係長	野 崎 弘 志 早 崎 保 夫 馬 場 章 光 橋 本 裕 樹 熊 田 仁 大 越 総 黒 田 知 恵 子 熊 坂 則 男 佐 治 ゆ かり 小 山 健 幸 半 沢 一 寛 村 上 文 生 高 山 良 勝 大 澤 修 一 小 野 貴 裕 古 川 誠 井 上 薫
	書 記	青 木 千 絵

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長の報告
- 4 議 事
議案第 44 号 郡山市立学校通学区域の変更及び指定に係る諮問について
- 5 そ の 他
 - (1) 平成 31 年度 学校給食調理業務委託・学校用務員業務委託について
 - (2) 要望書（郡山市田村町二瀬管内小・中学校の統合を考える会）について
 - (3) 教育研修センターの移転について
- 6 各課報告
- 7 閉 会

教 育 長 只今から、郡山市教育委員会平成30年12月定例会を開会いたします。
本日は、欠席委員がございませんので、本定例会は成立いたします。
はじめに、平成30年11月定例会の議事録の承認についてですが、何かご意見等はございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
平成30年11月定例会の議事録については、配付のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認め、そのように決しました。
次に、教育長報告として、私から報告いたします。
今回は、平成30年郡山市議会12月定例会市政一般質問について報告いたします。12月6日（木）から12月11日（火）までの4日間にかけて、12名の議員から合計33件の質問がございました。主な質問内容についてですが、通学区域の弾力化や特認校制度等について、それから部活動等の指針について、二瀬地区小中学校の統廃合等について、いじめ・不登校等問題についてなど、様々な質問がございました。また、教育研修センターの旧三町

目小学校への移転についても質問がございました。詳細な質問内容及び答弁要旨につきましては、資料の2ページ以降に掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上でございます。

それでは、次に「4 議事」に入ります。本定例会には議事として、議案第44号「郡山市立学校通学区域の変更及び指定に係る諮問について」が提出されております。特に非公開とすべき案件ではございませんので、審議に入ります。

それでは「郡山市立学校通学区域の変更及び指定に係る諮問について」事務局の説明を求めます。

学校教育推進課長

それでは議案第44号「郡山市立学校通学区域の変更及び指定に係る諮問について」ご説明します。郡山市立学校通学区域の変更及び指定に関しては、教育委員会が郡山市学校教育審議会に諮問し、答申を受ける手続きを経る必要があるため、郡山市学校教育審議会条例第2条第3号の規定により、郡山市学校教育審議会に諮問をするものでございます。

今回は2件の案件について諮問を行います。1件目は、通学区域を芳賀小学校から緑ヶ丘第一小学校へ変更する地域についてです。現状では、大平第一町内会の地域は芳賀小学校の学区となっております。これまでの経緯についてですが、今般、平成31年度に新小学1年生として入学予定の児童の保護者から同町内会長へ相談があり、町内会長が調査したところ、ここ十数年間において、町内の未就学児童は緑ヶ丘の幼稚園や保育園に通園している状況でした。さらに、その後は幼稚園等卒園後の友人関係や、小学校卒業後の中学校通学を見据え、ほぼ全員が預け先等の理由により、学区外申請をして緑ヶ丘第一小学校へ通学していることが分かりました。そこで同町内会においては、ここ十数年間、町内会の児童が学区外申請をして緑ヶ丘第一小学校へ通学している現状や、近年の少子化で就学児童数が減少している背景を踏まえ、可能な限り保護者の負担軽減を図るべきであるとして、7月に臨時総会を開催し、町内会に加盟する全世帯の意見が集約できたとして、町内会の属する小学校学区について、芳賀小学校から緑ヶ丘第一小学校に変更してほしい旨の全世帯分の同意書が添付された要望書が提出されたものであります。

芳賀小学校の児童はそのほとんどが郡山第四中学校へ進学しますが、この地区の児童だけが芳賀小学校から緑ヶ丘中学校へ進学することになり、それを避けるために、預け先等を理由として緑ヶ丘第一小学校へ通っている現状が確かにございます。この要望書を受け、大平第一町内会加盟の全

世帯の同意が得られたことや、町内会加盟世帯の児童の就学実態、さらに同町内会管轄区域を居所とする児童の将来推計等を考慮した際、学区を芳賀小学校から緑ヶ丘第一小学校へ変更することが妥当ではないかと考えられます。

2件目は、喜久田町字前北原地区の通学区域の指定についてです。議案書8ページにあります地図の赤く染まっている部分が今回宅地開発された地区になり、学区の未設定地域となっております。この該当部分はもともと田でありました。周囲の状況ですが、この地区の東側はJR磐越西線で区切られており、JR磐越西線よりさらに東側は喜久田小学校の学区となっております。一方、北側と南側は富田東小学校の学区となっております、西側は学区としては喜久田小学校が指定校ですが、準特殊地域となっているため、富田東小学校を選択して通うことが出来る地区となっております。つまり、この新たに付番された地区の北、南、西側は富田東小学校の学区にほぼ囲まれている状態ということになります。次にこの地区から、近隣の小学校への通学路の状況についてですが、富田小学校、富田東小学校、喜久田小学校への通学の場合ということで、3つのパターンが考えられます。富田小学校については、距離的には1.2kmと最も近いのですが、幹線道路を越える必要があります。富田東小学校については、距離は1.6kmと若干長くなりますが、周辺の学区の状況や通学路の安全性等を総合的に考えた際に最も適当だと思われれます。また、この付近はもともと喜久田小学校の学区ということではありますが、距離としては2.9kmあり、大人の足でも30分以上かかるということで、現実的ではないと考えられます。以上のことから、当該地域の学区については富田東小学校が適当ではないかということで、学校教育審議会へ諮りたいと思っております。

以上芳賀小学校及び喜久田町字前北原地区の学区2点について、学校教育審議会に諮問し、その答申を受けたあと、教育委員会2月定例会でお諮りしたいと考えております。以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

阿 部 委 員 喜久田町の地区ではどのくらいの人数が富田東小学校へ通うことになるのですか。

学校教育推進課長 この地区については販売が3月からということで、どのくらい入居するのはまだ分かっておりません。

阿部委員 区画数で見ると20世帯くらいあるようなので、1世帯に1人小学生がいたとしても20人程度かと思います。そうなった場合、富田東小学校は今かなりの大規模校ですが、受け入れ可能なのでしょうか。

学校教育推進課長 確かに富田東小学校は大規模校ですが、新小学1年生が一気に20人入ってくる訳ではありませんので、学年がある程度分散すれば、対応は可能かと思えます。また、弾力的運用として隣接区域選択制を導入したところであり、実際に12人の児童が富田東小学校から別の学校へ移っていますので、その制度がさらに利用されれば、受け入れ自体は可能であると考えます。ただ、学校教育審議会へはそういった点も含めて審議していただきたいと考えております。

阿部委員 この新たな地域についても弾力的運用の対象となるのでしょうか。

学校教育推進課長 この地域が富田東小学校の学区となれば、もちろん隣接区域選択制を利用することができ、周囲の学校を選択することも可能となります。

藤田委員 教育委員会2月定例会で決定となるとの話でしたが、時間的に厳しいと感じます。どの学校に行くか分からないまま入居するのは、子どもにとっても親御さんにとっても負担が大きいのではないのでしょうか。

学校教育推進課長 現在、1月31日に学校教育審議会の開催を予定しているところであり、その開催後、教育委員会2月定例会への付議を予定しております。正式な建て売り住宅の販売開始が3月頃となっておりますので、業者には学区が未定であり正式な通学先は明言できないと伝えております。

学務・通学路係長 販売開始の3月頃までは、広告等の中にも学区は記入しないという形で話を進めております。

阿部職務代理者 富田東小学校はこれまでも児童数が非常に多いということで、教育委員会の中でも何度も話題に上ってきている中で、あえてこれだけの数が分譲される区域の学区を富田東小学校に設定するとなると、相応の強い理由付けが必要となると思います。先ほど通学路について、富田小学校では幹線道路を越えることになり危険であるとの話がありましたが、それも通学の仕方の問題だと感じます。その土地がどこの学区になるかで、分譲地の売り方、土地の金額等も変わってくると思いますので、変な事情が働いたというような誤解

が生まれないう、なぜこの地区が富田東小学校になるのかという部分をもう少し詰めて審議していただいた方がいいかと思います。

学校教育推進課長 この辺りの地区はもともとは全て喜久田小学校の学区だったのですが、その後、富田東小学校ができたことにより、準特殊地域として指定されました。その後、線路沿いの田であったところに新しくできた宅地については、富田東小学校の学区となりました。そういったようなこれまでの経緯もあり、今回新たに宅地となった地区のみが富田小学校の学区となるのも不自然であるとのことから、今回の件に関しても、富田東小学校が適当なのではないかということで指定を考えております。ただ、今いただいたご意見も参考にしながら、学校教育審議会へも説明し、その上で審議していただきたいと考えております。

学校教育部長 今回の地域のみを富田小学校の学区としてしまうと、ここだけ飛び石のように学区が違う地域になってしまいます。通学距離のみを見れば確かに1.2kmと近くはなっておりますが、それのみで学区を富田小学校としてしまえば、逆に富田東小学校が人数過多のため、この地域を無理に富田小学校の学区としたのではないかと穿った見方もされかねないと考えます。周囲が富田東小学校の学区ということや、通学路の安全面、生活圏等の観点から見て総合的に考慮したときに説明がつくのではないかと思います。

藤田委員 この辺りの区域内でさらに宅地造成されそうな地域はありますか。

学校教育推進課長 今のところは、今回の件で落ち着くのではないかと見られます。このほか1箇所雑草地のような部分がありますが、その情報についてはまだ把握しておりません。

藤田委員 原則から言うと、当然宅地として確定した後に学区を決めるという順番になると思いますが、どんどん開発されて宅地化が進んでいる地域に関しては予備調査のような形で、他の地域も含めて調査をしておき、大体の方向性を示した上で学区の制定や、審議を進めていくというようにした方がよいと思います。今回のように時期が非常に短い中では周知等も不十分になりかねないので、スケジュールも含め上手く進められるよう考慮していただければと思います。

教 育 長 委員の皆様、ほかに質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、これより採決いたします。
議案第 44 号「郡山市立学校通学区域の変更及び指定に係る諮問について」
は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第44号については、原案のとおり
決しました。

次に、「5 その他」に入ります。「(1) 平成31年度 学校給食調理業務
委託・学校用務員業務委託について」事務局の説明を求めます。

学校管理課長 それでは「(1) 平成31年度 学校給食調理業務委託・学校用務員業務委
託について」ご説明します。まず、学校給食調理業務委託についてですが、
退職者不補充方式により、退職者の数によって委託校を選定していくこと
になります。新規委託人数について、今年度末で退職される調理員は全部
で8人ですが、児童数の減少に伴い、調理員の配置数が2人から1人にな
る学校が2校ありますので、新規でトータル6人分の調理員業務委託をす
ることになります。現在調理員が6人在籍している学校はありませんので、
調理員の配置数が2人の学校を3校委託することにし、その学校について
は明健小学校、桃見台小学校、赤木小学校の3校とする予定でございます。
今年度までの委託校は小学校26校と、西田学園義務教育学校の共同調理場
を合わせて27校ございますが、来年度からは新規委託校が3校増え、合計
30校が調理業務委託校となる予定です。

次に学校用務員の業務委託についてですが、学校用務員については今年
度の退職者がおりませんので、来年度につきましては新規委託校はござい
ません。今年度の委託状況ですが、委託校は小学校33校、中学校23校の合
計56校であり、来年度も引き続き、今年度と同じ56校で委託をする予定で
す。以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは次に「(2) 要望書（郡山市田村町二瀬管内小・中学校の統合を
考える会）について」事務局の説明を求めます。

学校管理課長 それでは、「(2) 要望書（郡山市田村町二瀬管内小・中学校の統合を考
える会）について」ご説明します。資料の2ページ、3ページをご覧ください。平成30年10月29日に、田村町二瀬管内小・中学校の統合を考える
会の役員の方々から、教育長へ要望書が提出されました。内容については
大きく3点ございます。1点目は、小学校について、田母神小学校と栃山
神小学校の2校を谷田川小学校へ集約すること、2点目は中学校について、
二瀬中学校を守山中学校へ集約すること、そして3点目は通学手段につい
て、現在路線バス等が走っておりますが、通学にあたっては2方面からス
クールバスを運行し、子どもたちの安全な登下校をお願いしたいというも
のであります。田村町二瀬管内小・中学校の統合を考える会で作成した、
スクールバスの運行計画案についても提示がございました。教育委員会と
して今後、この要望書を受け、役員の皆様と会議を持ちながら、住民説明
会を丁寧にしていき、統合に向けて準備を進めていきたいと思っております。
なお、本日午後6時30分から統合を考える会の皆様と教育委員会事務
局で懇談会を予定しております。以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

阿 部 委 員 対象の児童生徒はどのくらいいますか。

学校管理課長 今年度の5月1日現在の人数ですが、田母神小学校が19人、栃山神小学
校が30人、谷田川小学校38人でございます。続いて中学校ですが、二瀬
中学校が29人、守山中学校が243人となっております。

教 育 長 来年度の推計はどうなっていますか。

学校管理課長 来年度については、田母神小学校16人、栃山神小学校29人、谷田川小学
校43人となっております。中学校については、二瀬中学校が24人、守山中
学校は今年度と変わらず243人という状況です。統合を考える会の方から
は出来るだけ早急に統合して欲しいという要望が出ておりますので、住民
の方と慎重に話を進めながら検討していきたいと考えているところです。

教 育 長 ほかに質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは次に「(3) 教育研修センターの移転について」事務局の説明を求めます。

教育研修センター所長 それでは、(3) 教育研修センターの移転についてご説明します。11月の教育委員会定例会では、移転の概要、メリット等々を申し上げましたが、今回は、今後の教育研修センターの位置付けについて、教育機関として運営をしていきたいという内容となります。はじめに、資料5ページの根拠法令の下の部分をご覧ください。現在、教育研修センターは教育委員会の事務局として位置付けられており、総務課や学校管理課、学校教育推進課等と同じように事務局の中の1つの所属となっております。今後、移転によりあれだけの立派な単独の施設を所管することで、より一層の研修の充実を図ることができ、さらには、連携中枢都市圏事業における教職員研修の施設ともなりうることが予想されます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に教育機関の設置に関する規定がございますが、ここでは「地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館、その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる」とされておりますので、さらなる研修の充実を図るため、この第30条の法律を根拠として今後条例を制定し、教育研修センターを事務局ではなく教育機関として位置付けたいと考えております。

また、施設の貸館についてでございますが、施設の有効活用と自主財源の確保の観点から、私たちの実施する研修事業を妨げない範囲において、市民の生涯学習活動の促進に資する活動の場として、施設の一部を有償で貸与することとしたいと考えております。貸与にあたっては使用料の規定が必要となりますので、使用料の規定についても、案を作成しているところでございます。貸館に関して、教育研修センターが移転する三町目小学校には校舎1階から3階まであり、体育館もございますが、貸与するのは校舎の中の各教室の一部の部屋と、体育館ということで考えております。貸与の時間について、体育館は午前9時から午後9時まで、校舎の中の各教室については午前9時から午後5時までとしたいと考えております。これら使用料の規定に関しても来年3月の郡山市議会定例会に条例を上程したいと考えております。現在条例案の整備を行っておりますので、条例案

が整い次第、来月以降の教育委員会定例会に付議したいと考えております。
以上でございます。

教 育 長 委員の皆様、質問等ございますか。

藤 田 委 員 今現在、三町目小学校の体育館等の使用状況はどのようになっていますか。

教育研修センター所長 今年の3月に三町目小学校が閉校しましたが、その段階で住民の方々へは、最後の校長先生から、今後は三町目小学校の体育館の使用はご遠慮くださいという話をされておりますので、住民の方々にはご理解いただき、申込みはございません。また、近くに立派な西田学園義務教育学校の体育館もございますので、そちらを使っているという現状でございます。ただ今後、教育研修センターの移転にあたって、体育館を使いたいという意見も出てくるかとは思いますが、そういったことを踏まえ、有償貸与を考えているところでございます。

阿部職務代理者 先日の定例会で、グラウンドを駐車場にして使うというご説明がありましたが、研修室や体育館を貸し出す際には、駐車場も利用可能となるのでしょうか。

教育研修センター所長 もちろん体育館や研修室をお貸しする場合には、校庭を駐車場にしますのでそこをお貸ししたいと思います。ただ先ほど申し上げたように、ほぼ毎日研修等が行われるため、日中の貸館は難しいかと思えます。これから想定されるのは、バレーボール練習等での体育館の夜の使用かと思えますが、夜間は研修は行わないため、駐車場も空いておりますので、どうぞご利用くださいとご案内したいと思っております。

今 泉 委 員 今後は貸館も含めて昼夜施設を管理するようになると思いますが、職員は何人体制で管理されるようになりますか。

教育研修センター所長 現在は正規の職員7人で研修センター運営しておりますが、移転後も職員数は変わらないと思えます。管理体制については今様々な想定をしております。生涯学習課長とも相談しているところですが、例えば土日について、教育研修センターの職員は休みとなり、体育館の鍵の貸し借りも出来なくなりますが、近くに西田公民館がございますので、鍵の貸し借りに

については公民館職員の方をお願いをしようと考えております。また、平日夜の体育館の貸館については、日中に鍵を借りに来てもらって、私たちが貸し出すというようなかたちで対応しようと考えております。以上でございます。

教 育 長 ほかに質問等ございますか。

(なし)

教 育 長 それでは、次に「6 各課報告」に入ります。

(各所属、下表案件について報告。)

No	所属名	件名
1	生涯学習課	・平成 31 年郡山市成人のつどいの開催について
2	中央公民館	・ICT 活用啓発事業「タブレット講座」について
		・第 37 回こおりやま邦楽の祭典について
		・第 62 回郡山市総合美術展について
		・親子で楽しむクラシックコンサートについて
3	中央図書館	・読書フォーラム「民話とコーラス」の実施報告について
		・読み聞かせボランティアステップアップ講座の実施報告について
4	美術館	・企画展「眼の人 今泉亀撒のコレクション」について
		・平成 30 年度第 3 回アート・テークについて
		・ワークショップ「初めての水墨画・墨と和紙で遊ぶ、描く、表現する」について
		・第 10 回「風土記の空」市内中学校美術部による作品展について
		・平成 30 年度第 1 回郡山市美術品収集評価選定委員会について

5	学校管理課	・郡山市立学校 学校司書研修会について
6	教育研修センター	・ 11 月教職員研修講座等の実施状況について
		・ 市長・教育長によるプログラミング教育視察について
7	総合教育支援センター	・平成 30 年度 幼・保・小連携推進事業 第 5 回合同研修会について

教 育 長 以上で、本定例会に提出された案件は以上であります。
 その他、委員の皆様、事務局から何かありますでしょうか。

(なし)

教 育 長 無いようですので、郡山市教育委員会平成 30 年 12 月定例会を閉会いたします。

終了時刻 午後 2 時 45 分